

事業承継特別保証

事業承継の際にご利用いただける経営者保証が不要な保証制度です。

資格要件

- (1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者
ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る)から3年以内に保証申込を行うものに限る
- (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないこと
- (3)①~④のすべてに該当すること
- ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと

資金用途

資格要件(1): 運転・設備・返済(事業資金)
資格要件(2): 事業承継前の借入金に係る返済資金
※金融機関プロパー借入金の返済も可能です。
※個人保証を付していない借入金については返済できません。

保証限度額

2億8,000万円(組合等の場合、4億8,000万円)

保証期間

一括返済: 1年以内 分割返済: 10年以内(据置期間1年以内)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

支払金利

金融機関所定利率

返済方法

一括返済または均等分割返済

担保

必要に応じて徴求

連帯保証人

不要

保証料率

年0.45%~年1.90%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、確認が必要なすべての項目について満たしていると判断された場合、年0.20%~年1.15%(有担保割引、会計参与設置会社割引の適用なし)

必要書類

- ・所定の申込書類一式
- ・事業承継計画書
- ・財務要件等確認書
- ・既往借入金を返済する場合: 借換債務等確認書
- ・申込金融機関以外の既往借入金を返済する場合: 他行借換依頼書兼確認書
- ・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、信用保証料率の割引を適用する場合: ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

備考

- ・申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限ります。
- ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(事業承継支援資金[承継特別支援])がございます。
和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。
詳細は「[和歌山県中小企業融資制度ご案内](#)」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。